

されなければならぬということが、恩給制度の基本の原理になっておる。健全な保健救済の上に恩給というものが計画されるということになれば、現在公務員が何人おる、年齢的に見てそれがどういうふうに分れる、あるいは在職年数から見てどういふことになる、そうすると、来年の普通恩給の支給者はこれくらい、再来年のはこれくらいという一応の確実な見通しの上に恩給の問題が考えられる。ところが軍人の恩給の問題はそういう見通しというものがつかない、と申しますのは、戦争なり、事変なりというものがあつたというところ、そのことによりまして増加恩給にせよ、遺族扶助料にせよ、その他の普通恩給にせよ、予測せざる大量な急激な変化あるいは増加といふものが考えられる。それからもう一つは、現段階におきましては、軍人といふものではないのです。従つて旧軍人軍属その他の者は、これの軍人関係の恩給法によつて律せられ、その適用を受ける、すべての軍人関係の者はことごとく過去の人に属しておる。全部が過去である。新らしいものは一人もできてこない。ところが公務員の恩給制度といふものはそれが古い。公務員の恩給制度といふものは、過去の公務員、現在の公務員、将来の公務員、この過去、現在、将来につながる一連の公務員の生活に直結している問題なんです。ここにも相違が現われる。それからして、その法律の適用対象になる者の数と質が全く違ふ。今度の軍人関係の恩給法の改正によりましてさらにふえるのであります。橋さん等からの御説明にありますように、あの六百幾億の多額の金のうち八

割何ぼといふものが遺族扶助料、それから増加恩給といふものも相当あるわけだと思ふ。ところが公務員の恩給の百六十億前後のものは、その大部分が私に普通恩給であつたと思ふ。従つてその法律の適用対象といふものが全く違ふ。それからさらにこれはちよつとえげつないようなことでありますけれども、財政負担、財政との関連において考えますといふと、軍人からは一文も入つて来ません。ところが公務員は御承知の通りに、月々俸給の百分の二を源泉徴収される。私は先般これは人事院に依頼して調査したのであります。が、恩給法の適用職員が防衛庁を除く職員で三十九万六千人、それからして防衛庁関係で十二万七千人、合計いたしました五十二万三千四百になる。それからして公社の職員、あるいは地方の一般吏員、教育職員、警察職員等、合計いたしますと七十四万八千八百といふ数字になります。この合計は百二十七万二千二百人といふことになっておる。で、その百二十七万二千二百人の俸給の月額が二百二十五万八千八百円、この百分の二が國の収入として恩給納金として入つてくる。こういうことになりまして、大体私の推計では四十億あるいは四十何億といふものが入つてくべきことになっておる。以上のような点から考えますと、私は旧軍人の恩給といふものと、それから公務員の恩給といふものは全く質的にも違ふと思ふ。こういうふうに非常に本質的に違つております兩者を、一本の恩給法で扱うことが受当であるかどうかといふことに關しまして、年来私は大きな疑問を持っております。そこでこの

を取らざるを得ないその結果、制度的にも事務的にもいろいろと混乱を起しておる。また文官の方がいいとか、武官の方がいいとかいふことで、兩者の間にいろいろの問題をかもしまして、そうして私も初め、こういうことを言う際には、何やら軍人の方に當るんじゃないか、氣をつかわなければならぬといふような状態なんです。そこで私は次の二点に關しましてお伺ひしたい。

私がただいま申し上げましたように、軍人の恩給と公務員の恩給といふものは、その本質において非常な違いがあるといふことに関する提案者、政府当局の御見解が一つ、もう一つの問題は、そういうものを一本の法律で扱うといふことが適當であるかどうかといふことについての御所見、この二点につきまして関係の皆さんの御意見を承つておきたいと思ふ。

○衆議院議員(高橋等君) ただいまお話をいたしましたような個々の例を、現在のこの軍人といふか、今後新たに軍人といふものが発生しないことから生ずるいろいろな問題といふようなことは、御承知のように、それは具体的に考えるとしたらにございまして、ただその根本はやはり恩給制度の根本として、公務員が國家に対して自分の、どう言つたらいいですか、副業等も禁じられて國家のために働いた、その國家對使用人としての關係といふ大きな筋において私は差異がないものと考へております。なおこのいわゆる旧軍人恩給といふものを一般恩給の中で操作をいたしておりますことは、これはこの前の二十八年の改正以来でございまして、その当時私たちは大体文官と同じ

ような制度の上で行き方をする方がよろしい、共通点が非常に多いといふことで、あの法案に賛成を實はいたしたような次第でございまして。これは政府提案にかかるといふのでございまして、政府より詳しく御説明をお願いいたしたいと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 今、野本委員から軍人恩給とそれから軍人以外の一般公務員、つまり一般文官の恩給とは本質的に差異があるのではないか、こういうような御質問でございまして、こゝろが、たゞたびこの席上におきまして恩給の本質につきまして論ぜられてゐるのではありませんが、また從來から政府におきまして説明しておるところであり、またこの席におきまして御意見の中にもあつたのであります。また高橋議員からも説明されておりましたが、その恩給の本質から考へてみました場合におきましては、軍人の恩給とそれから文官の恩給との間におきましては、本質的な差異はないものと思つておるのでございまして。

○野本吉吉君 私は軍人の恩給を減らせとか、どうしろとか、そういうことは全く無関係でこの点を承つておる。ただ昭和二十八年のときにそうしたからといふことが、いつまでもそのままではいいといふことにも言い切れないと思ふのです。これは私が申し上げるまでもないので、本則と付則と比べるといふと、むしろ付則の方が量的にも多いような格好をしてゐるのです。こゝろ法律といふのはこれはあまりよく見えない、従つてこの軍人恩給の額の増減とか、あるいは適用対象の範囲の問題であるとか、そういうことは別個にいたしまして、すっきりし

た別立てのものにして、そして先ほど申しましたように、制度的にも事務的にも混乱錯綜を起さないような考慮が払われてしかるべきである、かやうにまあ私は、いろいろ御意見もあるやうでありますけれども、私としてはそう考えざるを得ない、そういうやうな考慮は二十八年のときも相当問題として払われたわけなんです、やはり依然としてその考えは変わらないといふことを承りまして、私はちよつと了解に苦しむわけでありまして。恩給法そのものがおそろく恩給局の特定の幾人かでなければ、これはだれが何べん繰り返して読みましてわからぬほど複雑難解なものになっておりますことは、私もやはり法律としてしまつてこれには好ましい状態ではない、こゝろ思いますので、一応そういう考え方を私は一貫して持つておる、私はかやうな意味におきまして、軍人の方がもつて優遇する必要があるといふのならば、それは優遇するにいたしまして、この恩給法そのものをもう少しすっきりした平明なものにすることが必要であるといふ、まあこれは意見になりますから差し控えますが、その点を申し上げておきます。

それからさらにお伺ひいたしたいと思ひます。それは、今度の法律案を審議するに當りまして、一番の手がかりと申しますか、拠点は、何と申しましても仮定俸の問題であらうと思ふのです。そこで私がお伺ひしたいのは、旧軍人軍属の方々の仮定俸はお説の通りに恩給特例審議会の決定された一百万円ベースの四号下であると、そこで四号の引き上げといふことと、つまり一百万二千円ベースにベース

があらうと思うのでありますが、その点を一つ知らしていただきたい。

○政府委員（三橋則雄君） 今のお話は終戦時の例をとつてのお話でございますが、終戦時におきましては、確か

に少尉の現実に給されておりました俸給は千四百円以下であつたと思ひますが、恩給年額計算の基礎となる俸給は千四百円になつておつたのでございませう。ところでこれは先ほども申し上げましたように、昭和八年、軍人の恩給に關しまする改正が行われました結果、ずうつと終戦時まで引き続き行われておつたものと思つてゐるのでございまして、特別な理由は私はないと思ひます。ただ文官につきましては、それはどういふふうになつておつたかと申しますと、終戦時までは野本委員も御承知のように、昭和六年に官吏の減俸が行われましたので、減俸後におきましては減俸前の俸給として土台として給された場合の恩給を確保すると言ひますか、確保する目的をもつて退職した場合の俸給ではなくして、減俸前の俸

給に還元されたその仮定の俸給と申し
ますか、その仮定の俸給をもつて恩給
年額が計算されるようなことになって
おったのでございます。そこでその文
官の還元されましたところの俸給と現
実にもらつておった俸給、それから軍
人の現実に給されましたところの俸給

と、それから今問題となつておりまする軍人の仮定俸給とを比較してみますと、下の方の佐官以下におきましては幾分か特別な取り扱いがされたのじゃないかというような気がしないでもありませんが、将官の、上の方におきましては必ずしも文官に比較しまし

て有利な取り扱いはされていなかったように思ふのでございませう。

○野本吉吉君 今、恩給局長さんは上の方の云々と言ひ、また下の方と言ひられておりますが、一般公務員の減俸後の還元の計算は一応私も了解いたしてあります。しかしながら、当時昭和六年でございませうか、昭和六年に官吏の減俸ということが行われた。その官吏の減俸というものは大体俸給の百円以上の者に対して行われた。従つて百円以下の者に対しては、恩給局長さんの言われる還元の問題はこれは適用されない、こう思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(三橋則雄君) その通りでございます。

○野本吉吉君 そうしますと、さつき私が申しました少尉なり、それ以下の軍人、たとえば少尉の場合におきましても還元されないんですから、この程度の一級公務員は……。そうすると、どうしても私はここに恩給計算の基礎になります俸給、あるいは仮定俸というものの基準というものに非常な疑問を持つ、それからもう一つは、先ほど大東亞戦争給与令、未復員者給与規程というものがあつたわけですが、これはこの規程によつて当時恩給が算定されておつたと思うのですが、従つて七十円の俸給の少尉が千四百円、月額百十六円で扱われたということのその間の消息を明確にしますことが、やはり恩給の問題は軍人と文官との関連において考える上においては非常に重要な点だと思ふ。

○政府委員(三橋則雄君) その点は最初申し上げましたように、昭和八年に旧軍人の恩給が階級別、在職年別の定額制になつておりましたのを、現行恩給制度のように仮定俸給を土台として恩給年額を計算するようになつて法律を改正しました結果といたしまして、従来、今お話の少尉に給されておつた恩給を仮定俸給に逆算した場合において、従来よりも不利にならない取扱いをするために招来された結果であらうと私は思つておるのでございませう。

○野本吉吉君 それはよくわかる。今の恩給局長さんの逆算のこともよくわかります。よくわかりませんが、私が伺ひたいと思ひますのは、七十円の少尉が百十六円で恩給が計算されたというそのわけと申しますか、理由と申しますか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) それは私が申し上げましたように、昭和八年、法律が改正されました際に、今のような措置がされなかつたとして申すという、改正の前後におきまして、おそろしく同じ少尉の間におきまして、前にやめた方は恩給が多くして、あとにやめた方は恩給が少い、こういうようなことになつてくるのじやなからうか。すなわちそのために改正の前後におきまして、同じ少尉であつた人の間において、不利な取扱いを受けることのないような措置が講ぜられたのではなからうかと私は思つておるのでございませう。

○野本吉吉君 さらにそれと関連して、私にどうしてもわからぬことがもう一つある。それはどういふことかと申しますと、下士官以上の者から百分の一の恩給納金を、軍人の方からも出していただくことになつたときに、恩給の納金は七十円の百分の一

なです。そして恩給を計算する基礎俸給は百十六円、納金は七十円の百分の一で納めて、恩給の方は百十六円で計算する、これは一体どういふわけですか。

○政府委員(三橋則雄君) それはほかにも例のあることと申しまして、先ほど申し上げましたように、官吏の減俸後におきましては、すなわち昭和六年に官吏の減俸が行われました。その後におきましては、国庫納金は現実にもらつた俸給を基礎として納めておつたのでございませう。しかし恩給の年額を計算します場合には、その国庫納金の元になる俸給ではなくして、減俸前の俸給を土台として恩給が計算されるようになっておつたのでございませう。従ひまして、国庫納金の金額は、現実に給せられるところの俸給を基準として計算されるようになっておるのが従来からの例でございませう。特に軍人の場合に特別の取扱いをしたということも言ひかねるところでございませう。

○野本吉吉君 それでは、今の減俸後における還元の問題は、私の質問に正確に答えておるとは私は受け取れぬのであります。と申しますのは、私が今申してその例としてあげております少尉の場合、この程度の人是一般公務員におきましても減俸されておらない。当時俸給百円以上のものが大体減俸されたのです。そうすると、少尉の俸給程度のものは、減俸令の適用を受けておらないから、今の局長さんの説明では、私には納得いかない。

○政府委員(三橋則雄君) 私が今御答へいたしましたのは、国庫納金は、現実に給されるところの俸給を基準として計算されるべきものか、あるいはその分考えなければならぬ点があると思ひますが、今出しておりましたものは、私はいろいろな各級の積み上げられた事実を基礎としてこれを尊重して参りたいと思ひます。

○野本吉吉君 私がおりましたのは、歴史上の事実を述べておるのではありませんで、現在この法律が生きて適用されておるのでございませうが、これはあ意見の相違になりますから、あえて議論はいたしません。それからもう一つ、これははっきりお伺ひしておきたいと思ひますことがあるのですが、それはこの在職年の問題なんです。第六十一条の第五項、これによりまして、軍人は最高恩給年限が五十年になつておる。一般文官は四十年であります。四十年以上幾年勤めても、それは四十年で計算される。それで軍人を特に五十年というふうに、十年一般文官よりも上に持つて行つた、その立法の趣旨、精神等がおわかりでしたら、ちよつと教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 恩給局にこの点につきましてのはっきりした書類もございませうし、また法律の原議にも今お話がありましたようなことをはっきり書いてあるものもございせんので、従ひまして、私が申し上げますことは、これは単なる一つの推測に終るかわかりないのでございませうが、私が察しますのは、御承知のように軍人にはかゝる加算年がつくようになっておりました、軍人は一般の文官に比較いたしました、加算年のつく機会が非常に多かったように察せられる

て計算されるべきものか、あるいはその分考えなければならぬ点があると思ひますが、今出しておりましたものは、私はいろいろな各級の積み上げられた事実を基礎としてこれを尊重して参りたいと思ひます。

○野本吉吉君 私が申しましたのは、歴史上の事実を述べておるのではありませんで、現在この法律が生きて適用されておるのでございませうが、これはあ意見の相違になりますから、あえて議論はいたしません。それからもう一つ、これははっきりお伺ひしておきたいと思ひますことがあるのですが、それはこの在職年の問題なんです。第六十一条の第五項、これによりまして、軍人は最高恩給年限が五十年になつておる。一般文官は四十年であります。四十年以上幾年勤めても、それは四十年で計算される。それで軍人を特に五十年というふうに、十年一般文官よりも上に持つて行つた、その立法の趣旨、精神等がおわかりでしたら、ちよつと教えていただきたいと思ひます。

のでございます。そういうことから考
えまして、加算年と実際の在職年と
引く差を考慮して考えた場合には、
きましては、文官の四十年は軍人の五
十年づらひとして、初めて軍人が加算
年をつけられることに意義があるの
じやなからうか、こういふような、こ
れは私の推測でございますが、そうい
うようなところからいたしまして、軍
人の在職年は最長五十年というところ
で押えられたのじやなからうか、こう
いうように想像いたしておるところで
ございます。

○野本吉吉君 その次のは再就職の場
合の規定であります。五十八条の第
一項に、準士官以下の恩給受給者は再
就職をした恩給は停止にならない。
一般の文官ではそうではなかったと思
う。これらのやはり考え方でございます
すね。これを私は一応伺っておきま
す。

○政府委員(三橋則雄君) これもどう
いうことでそうなつたかは、はっきり
した資料を私は見受けませんのでござ
いますけれども、また私の単なる推測
に終るかもしれませんが、準士官で退
職された人が一般の民間に、あるいは
また官庁に就職された場合におきま
しては、新しい就職先において受けら
れる給料というのは、俸給というの
はずかなものであるであらうというよ
うな、そういうことを考え、俸給と恩
給との両方の収入が現実には入るよう
にしなければ、そういう人たちの生活
の安定は得られないであらう。こうい
う特別な配慮からかくのごとき規
定が設けられたのではなからうか、こ
ういふように思ふのでございます。

○野本吉吉君 私ばかり御質問申し上
げて大変失礼であります。あとこま
かい点につきまして、また別の機会
に譲りまして、もう一つだけ伺いた
い。それは先ほど私の申し上げました
大東亜戦争給与令によりまして、兵隊
さんから長年粒々の苦心をしたいわゆ
る特進の将校、特進の少尉は百十八
円、大尉が百六十五円、少佐が二百二
十円、ところでこの仮定俸給を見ます
という、長年苦勞をした少尉さんは
百十八円という数字であるにもかか
らず、仮定俸給においては百十六円と
マイナス二円が扱われておる。それか
ら中尉は百四十一円がそのまゝ扱われ
る。それから大尉は百六十五円が百九
十五円に扱われておる。これを特進以
外の少尉、中尉と比べますという、
そこにもまた私にはわからないものが
出てきています。と申しますのは、特
進でない少尉は、たびたび申しますよ
うに七十円のもの、百十六円が恩給計
算にされる。特進の人は百十八円のも
のが百十六円がマイナスされて恩給計
算の基礎になる。そうするといふと、
長い間軍隊で鍛え上げられた人たちは
ほとんど恩給計算の基礎となります。仮
定俸というものは、現実の給与と同じ
もしくはマイナスになったものだ。そ
れにもかかわらず、一方におきまして
は現実の給与よりも三割、四割という
増額された仮定俸で扱われておる。こ
れはどういふのでしようか。

○政府委員(三橋則雄君) これは終戦
前のことでございますので、これも資
料その他にはつきりしたものは見当ら
ないのでございますが、これも私の
想像になるのでございますが、今の
お話の特務士官の方々に對しまして
は、今お話のように在職年も非常に長
いといふことを考慮されまして、ほん
とうの俸給のほかにいろいろの手当
の他を給するかわりに、これらを俸給
という形において俸給の中に入れて特
別な取扱ひをしておつた結果、そう
なつたのじやなからうかと思つてお
る。であります。そういう特別な士
官は本官、何と言いますか、ほんとう
の将校の人に比較いたしまして俸給を
割合多く受けておつたにかかわらず、
それが恩給の計算の基礎になつてお
らなかつたといふことは、ただいま野本
委員の言われる通りであります。ど
ういふわけであらうか、ふうになつた
かといふことにつきましては、これは
はつきりしたことは申し上げかねます
が、今申し上げたようなことからでは
なからうかと思つておるところであり
ます。

○野本吉吉君 私は恩給の計算は、退
職時の俸給と在職年数というものが決
定的な条件であり、またあるべきであ
ると思つておりました。そうしますと、
兵隊さんからたたき上げました少尉な
り、中尉なりの人は相当長い在職年限
を持つておる。ところがそうでない少
尉の人はいわゆる士官学校を出ればす
ぐ少尉になるのですから、これは在職
年限はきわめて短かい。そこでこうい
う扱いをしますと、恩給計算の決定的
な条件としての在職年限というものが
全く無視されておる。それはどうで
しようか。

○政府委員(三橋則雄君) 在職年限が
全然無視されたといふこともちよつと
言いかねるのでございますけれども、
これは今お話のように、確かに退職時
の俸給を基礎として計算をしていな
かつたといふことにつきましては議論
があるだらうと思ふのであります。
従つてこの退職時の俸給を基礎としな
いような制度になつておつたかつての
軍人恩給の制度そのものの内容につ
きまして批判を加えて改めるという意
見もありました。これについては、
またいろいろの見方があるだらうと思
います。しかししてまた、長年の間を
いう一つの秩序の中において恩給制度
というものが維持されてきた、その維
持されてきたその秩序そのものを壊し
てしまふか、あるいはそれを一応是認
して経過的な措置を講ずるか、こうい
うことが一つの問題ではなからうか
と思ふのであります。かつて……、か
つてと申しまして、昭和二十八年に法
律第五十五号が制定されたのでござ
います。その過去のものにつきましては、
一つの経過的なものとしてすべての措
置を講ずるといふ建前から措置されて
きておるのであります。新たな見地
に立つて新たな角度からいろいろな
批判を加えて改正するといふことで
ございしますならば、いろいろな見方
があることは私も是認するところでござ
います。

○野本吉吉君 私がかようなことを非
常にくだくお伺ひいたしますのは、実
は兵隊からたたき上げましたいわゆる
特務将校、これらの人たちにこの前の
軍人恩給の復活をいたしました当時のあ
の措置が非常に不当であるといふこと
で、全国の特進の諸君が非常に不満を
持つておる。この不満は、私は先ほど
申しましたように在職年数その他長年
この苦勞したことを考えますと、当然

の俸給を基礎として計算をしていな
かつたといふことにつきましては議論
があるだらうと思ふのであります。
従つてこの退職時の俸給を基礎としな
いような制度になつておつたかつての
軍人恩給の制度そのものの内容につ
きまして批判を加えて改めるという意
見もありました。これについては、
またいろいろの見方があるだらうと思
います。しかししてまた、長年の間を
いう一つの秩序の中において恩給制度
というものが維持されてきた、その維
持されてきたその秩序そのものを壊し
てしまふか、あるいはそれを一応是認
して経過的な措置を講ずるか、こうい
うことが一つの問題ではなからうか
と思ふのであります。かつて……、か
つてと申しまして、昭和二十八年に法
律第五十五号が制定されたのでござ
います。その過去のものにつきましては、
一つの経過的なものとしてすべての措
置を講ずるといふ建前から措置されて
きておるのであります。新たな見地
に立つて新たな角度からいろいろな
批判を加えて改正するといふことで
ございしますならば、いろいろな見方
があることは私も是認するところでござ
います。

○衆議院議員(高橋等君) これを起案
いたしましたに當りましては、もちろん
各団体からのいろいろな陳情等を十分
にしんじやくして実は起案いたしました
つもりでございますが、寡聞にして、
私はただいま申し述べになりました
たようなことにつきまして、本日は
だいたひ初めて伺つたところでござい
ます。

○野本吉吉君 これはまた非常に私と
しては驚き入つた次第なのです。この
軍人の恩給の問題についていろいろお
骨をおられました方々の中には、いわ
ゆるたたき上げの特進の方がおらな
かつたせいではなからうか、私がか
ようなことをお伺ひいたしますのは、こ
れらの長いこと苦勞された人たちが、
しからざる人たちに比べてもしも冷た
く扱われているといふような結果にな
るといたしますならば、一つには先ほ
ど申しました退職年数を見れば軽視さ
れましたその考え方とすれば輕視さ
れます。それからもう一つは、それら
の人たちに対する処遇についての考慮
が多少かけておつたのではないかと、こ
ういふふうに考へるわけでは
ない。私は以上いろいろのことを申しまし
たが、おそらく高橋さんはあるいは私
の気持ちを誤解されるおそれがある
ので、あえて申し上げておきますが、
私は軍人恩給をつぶせとか何とか、そ
ういふのじやない。やはりこれだけの
大改正をするのでありますから、筋の
通つた、だれもが納得して、なるほど

というふうなものにするための最善の努力を尽すべきだ、かように考えておるから以上の点を申し上げたのです。細部の点につきましては追って質問いたしたいと思ひます。一応私の質問はこれで終ります。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御質疑ございませんか……。木曜日からさらに質疑を続行いたしますが、なるべく木曜日にはまとめて御質問を願ひたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十三分散会

七月十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、公共企業体職員等共済組合法案
(植竹春彦君外二十七名発議)

公共企業体職員等共済組合法案
公共企業体職員等共済組合法

目次

- 第一章 総則(第一条—第九条)
- 第二章 運営審議会(第十条—第十一條)
- 第三章 組合員(第十二条—第十五条)
- 第四章 給付
- 第一節 通則(第十六条—第二十七條)
- 第二節 短期給付(第二十八條—第四十三條)
- 第三節 長期給付(第四十四條—第六十一条)
- 第五章 福祉事業(第六十二条)
- 第六章 掛金及び負担金(第六十三條—第六十五條)
- 第七章 審査会(第六十六条—第七十條)

第八章 会計(第七十一条—第七十四條)

第九章 雑則(第七十五条—第八十七條)

第十章 罰則(第八十八條—第八十九條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共企業体の職員等の福利厚生を図るため、公共企業体職員等の共済組合の組織及び業務に関する事項を定め、もつて公共企業体の円滑な企業経営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共企業体」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 日本専売公社
- 二 日本国有鉄道
- 三 日本電信電話公社

2 この法律において「総裁」、「副総裁」、「理事」、「役員」及び「職員」とは、それぞれ日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)に規定する総裁、副総裁、理事、役員及び職員をいう。

第三条 各公共企業体ごとに、それぞれ共済組合(以下「組合」という。)を設け、日本専売公社に設けられるものを専売共済組合、日本国有鉄道に設けられるものを国鉄共済組合、日本電信電話公社に設

けられるものを日本電信電話公社共済組合と称する。

2 組合は、法人とする。

(組合の管理)

第四条 総裁は、組合を代表し、組合の業務を執行する。

2 副総裁は、総裁を補佐して組合の業務を執行し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁及び副総裁を補佐して組合の業務を執行し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

第五条 総裁は、組合員のうちから、組合の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することが出来る。

第六条 総裁は、組合の業務を執行するに必要な運営規則を定めるものとする。

2 前項の運営規則は、主務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

3 運営規則には、別に定めるもののほか、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 組合員に関する事項
- 二 掛金に関する事項
- 三 資産の管理その他財務に関する事項
- 四 会計に関する事項
- 五 運営審議会及び審査会に関する事項
- 六 組合の業務を執行する権限の一部を委任する場合において

は、その委任に関する事項
七 その他組合の業務執行に関して必要な事項

(組合の住所)

第七条 組合は、主たる事務所を東京都に置く。

2 組合は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(非課税)

第八条 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職年金、減額退職年金、退職一時金及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

(無料証明)

第九条 組合又はこの法律に基いて給付を受けるべき者は、その行い給付又はその受ける給付に關し必要な範囲内において、国、市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五條第二項の市及び同法第二百八十一條第一項の特別区にあつては、区長)又はその代理者に対し、無料で証明を求めることが出来る。

第二章 運営審議会
(運営審議会)

第十条 組合の業務の適正な運営を図るため、組合に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、十人以内の委員をもつて組織する。

3 委員は、組合員のうちから、総裁が任命する。

4 総裁は、前項の規定により委員を任命する場合においては、一部の者の利益に偏することのないよう

に、相當の注意を払わなければならない。

第十一条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

一 運営規則のうち第六條第三項第一号から第五号までに掲げる事項に關する部分の制定及び改廃

二 組合の毎事業年度の予算及び決算

三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担

2 前項に定める事項のほか、運営審議会は、総裁の諮問に應じて組合の業務に關する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき総裁に建議することが出来る。

第三章 組合員
(役職員)

第十二条 役員及び職員(臨時に使用される者を除く。以下同じ。)(以下「役職員」という。)は、すべて組合員とする。

2 役職員となつた者は、役職員となつた日から組合員の資格を取得する。

(役職員以外の者)

第十三条 役職員以外の公共企業体に使用される者及び組合に使用される者で運営規則の定めるものは、運営規則の定めるところにより、組合員となる。

(組合員の資格の喪失)

第十四条 組合員は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

一 死亡したとき。
二 役職員及び前条の規定による
運営規則の定める者でなくなつ
たとき。

(組合員期間)

第十五条 組合員である期間(以下
「組合員期間」という。)は、組合員
の資格を取得した日の属する月か
ら起算し、その資格を喪失した日
の前日の属する月をもつて終るも
のとする。

第四章 給付

第一節 通則

(組合の給付)

第十六条 組合は、この法律の定め
るところにより、組合員の病氣、
負傷、分娩、死亡、災害若しくは
休業又は被扶養者の病氣、負傷、
分娩若しくは死亡に關し第二節に
規定する短期給付を、組合員の退
職(第十四条第二号に規定する事
由をいう。以下同じ)、廢疾又は
死亡に關し第三節に規定する長期
給付を行う。

(給付額の算定方法)

第十七条 給付額の算定の基準とな
るべき俸給は、給付事由が発生し
た当時(給付事由が退職後に発生
したものに於ては退職當時)の
掛金の標準となつた俸給、俸給に
準ずるもの又は仮定俸給とし、そ
の十二倍に相当する金額をもつて
俸給年額、その三十分の一(第二
十八条第九号から第十一号までに
掲げる給付にあつては二十五分の一)
に相当する金額をもつて俸給
日額とする。

2 給付額に四位未満の端数を生じ
たときは、これを四位に満たしめる。

(支払未済の給付の受給者の特例)
第十八条 第四十四条第六号及び第
七号に掲げる給付以外の給付を受
ける権利を有する組合員又は組合
員で、あつた者が死亡した場合にお
いて、その者が支給を受けるべき
給付でその支払を受けなかつたも
のがあるときは、第五十六条から
第五十八条までの規定に準じて
これをその者の遺族に支給し、支
給すべき遺族がないときは、当該
死亡した者の相続人に支給する。

2 第四十四条第六号及び第七号に
掲げる給付を受ける権利を有する
組合員であつた者の遺族が死亡し
た場合において、当該遺族が支給
を受けることができた給付で当該
遺族が支払を受けなかつたものが
あるときは、第五十六条から第五
十八条までの規定に準じて、これ
を当該遺族以外の当該組合員で
あつた者の遺族に支給し、支給す
べき遺族がないときは、当該死亡
した者の相続人に支給する。

(給付金からの控除)

第十九条 組合員が組合員の資格を
喪失した場合において、その者に
支給すべき給付金があり、かつ、
その者が組合員に對して支払うべき
金額があるときは、給付金からこ
れを控除する。

(給付の制限)

第二十条 この法律に基く給付を受
けるべき者が、故意に給付事由を
発生させたときは、当該給付事由
に係る給付は、その全部又は一部
を行わないことができる。その者
が懲戒処分を受け、又は禁錮以上

の刑に処せられたときも、また、
同様とする。

第二十一条 組合員若しくは組合員
であつた者又はその被扶養者が正
当な理由がなくて療養に關する指
揮に従わなかつたことにより、又
は重大な過失により事故を発生さ
せたときは、その者に係る短期給
付又は廢疾年金若しくは廢疾一時
金である長期給付は、その全部又
は一部を行わないことができる。

第二十二条 組合は、この法律に基
く給付の支給に關し必要があると
認めたとときは、その支給に係る者
につき診断を行うことができる。

2 正当な理由がなくて前項の診断
を拒否したときは、その者に係る
この法律に基く給付は、その全部
又は一部を行わないことができ
る。

第二十三条 遺族年金又は遺族一時
金の支給を受けるべき者が組合
員、組合員であつた者又は遺族年
金若しくは遺族一時金の支給を受
ける者を故意に死に至せたととき
は、その者については、その受け
るべき給付を支給しない。この場
合において、遺族年金又は遺族一
時金を受けるべき同順位者がなく
て後順位者があるときは、その者
にこれを支給する。

(被扶養者)

第二十四条 この章において「被扶
養者」とは、組合員の直系尊属、
配偶者(届出をしないが事実上婚
姻關係と同様の事情にある者を含
む。以下同じ)、子及び組合員と
同一の世帯に属する者で、主とし

てその収入により生計を維持する
ものとする。

(時効)

第二十五条 この法律に基く給付を
受ける権利は、その給付事由が発
生した日から年金たる給付につい
ては五年間、その他の給付につい
ては二年間行われないときは、時効
により消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第二十六条 この法律に基く給付を
受ける権利は、譲り渡し、担保に
供し、又は差し押えることができ
ない。ただし、組合又は国民金融
公庫に担保に供する場合は、この
限りでない。

(損害賠償の請求権)

第二十七条 組合は、給付事由が第
三者の行為によつて発生したとき
は、当該給付事由に對して行ふべ
き給付の額の限度で、給付を受け
る権利を有する者が第三者に對
して有する損害賠償の請求権を取
得する。

2 前項の場合において、給付を受
ける権利を有する者が当該第三者
から同一の事由について損害賠償
を受けたときは、組合は、その価
額の限度で、給付を行ふを免か
れる。

第二節 短期給付

(短期給付の種類)

第二十八条 この法律による短期給
付は、次の通りとする。

- 一 療養及び療養費
- 二 家族療養費
- 三 分娩費
- 四 配偶者分娩費
- 五 哺育手当金

- 六 埋葬料
- 七 家族埋葬料
- 八 災害見舞金
- 九 傷病手当金
- 十 出産手当金
- 十一 休業手当金

(療養)

第二十九条 組合員が業務によらな
いで病氣にかかり、又は負傷した
ときは、組合は、次に掲げる療養
を行う。

一 診察

二 藥劑又は治療材料の支給
三 処置、手術その他の治療
四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送

2 前項第五号及び第六号の療養
は、組合が必要と認めた場合に限
り、行ふものとする。

(療養及び療養費)

第三十条 組合員が前条第一項第一
号から第四号までの療養を受けよ
うとするときは、次の各号に定め
るところによる。

一 組合の経営する医療機関から
これを受けることができる。こ
の場合において、組合は、その
費用を負担する。

二 公共企業体の経営する医療機
関からこれを受けることができ
る。この場合において、組合
は、当該医療機関にその費用を
支払う。

三 組合員の療養について組合が
契約している医療機関からこれ
を受けることができる。この場
合において、組合は、健康保險
法(大正十一年法律第七十号)第

四十三条ノ六の規定に基き厚生大臣の定める基準（以下この条において「厚生大臣の定める基準」という。）を参酌して運営規則で定める基準の範囲内で当該医療機関にその費用を支払う。ただし、組合は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を組合員に支払わせることができる。

四 保険医又は保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ三の規定によつて指定された保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）からこれを受けることができる。この場合において、組合は、厚生大臣の定める基準によつて、当該保険医又は保険薬剤師にその費用を支払う。ただし、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を支払わなければならない。

2 組合は、療養を行うことが困難であると認めるとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前項各号に規定する医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から診療又は手当を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費として、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用を組合員に支給することができる。ただし、組合員は、厚生大臣の定める基準に相当する金額については、その支給を受けることができない。

3 組合員が保険医又は保険薬剤師から前条第一項第一号から第四号までの療養を受け、その費用を直接保険医又は保険薬剤師に支払つたときは、組合は、保険医又は保険薬剤師に対する支払に代えて、療養費として第一項第四号の規定に従つて計算した費用を組合員に支給するものとする。

第三十一条 被扶養者が第二十九条第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、同条（同条第一項第三号ただし書及び第四号ただし書並びに同条第二項ただし書を除く。）の規定に従つて負担し、支払い、又は支給しなければならぬ費用の半額を負担し、支払い、又は支給しなければならない。

また、療養を受け、その費用を直接保険医又は保険薬剤師に支払つたときは、組合は、保険医又は保険薬剤師に対する支払に代えて、療養費として第一項第四号の規定に従つて計算した費用を組合員に支給するものとする。

第三十一条 被扶養者が第二十九条第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、同条（同条第一項第三号ただし書及び第四号ただし書並びに同条第二項ただし書を除く。）の規定に従つて負担し、支払い、又は支給しなければならぬ費用の半額を負担し、支払い、又は支給しなければならない。

2 第二十九条第二項の規定は、被扶養者が同条第一項第五号及び第六号の療養を受けようとする場合に準用する。この場合において、組合は、組合員がその療養を受ける場合において組合が負担し、支払い、又は支給すべき金額の半額を負担し、支払い、又は支給しなければならない。

第三十二条 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定に従つて組合員及び被扶養者の療養を行わなければならない。

第三十三条 療養並びに療養費及び家族療養費の支給は、同一の病氣又は負傷及びこれらにより発生した病氣に關し次に掲げる事由に該当するに至つたとき以後は行わな

一 療養年金又は療養一時金を受けるに至つたとき。
二 療養の開始後又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後三年を経過したとき。

2 前項第二号に規定する期間は、結核性の病氣その他長期にわたり療養を要する病氣に關しては、運営規則の定めるところにより、二年をこえない範囲内で延長することができる。

3 組合員がその資格を喪失した際、療養又は療養費若しくは家族療養費を受けているときは、組合員として受けることのできる期間、継続してこれを支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員（他の法律に基き共済組合の組合員及び健康保険又は船員保険の被保険者で組合員でないものを含む。以下この節において同じ。）の資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

第三十四条 家族療養費は、同一の病氣又は負傷及びこれらにより発生した病氣に關し日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定による療養の給付があつたときは、その限度において支給しない。

第三十五条 組合員が分産したときは、分産費として俸給の一分分に相当する金額を支給する。

2 組合員であつた者がその資格喪失後六月以内に分産したときも、また、前項と同様とする。ただし、資格喪失後分産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、分産費を支給しない。

3 被扶養者である配偶者が分産したときは、配偶者分産費として俸給の半月分に相当する金額を支給する。

第三十六条 組合員又は被扶養者である配偶者が分産し、かつ、哺育する場合においては、哺育手当金として分産の日から引き續き六月間哺育している期間一月につき五百円を支給する。ただし、その期間が一月に満たないときは、これを一月とする。

2 前条第二項の規定は、哺育手当金の支給に關して準用する。

3 組合員がその資格を喪失した際、哺育手当金を受けているときは、組合員として受けることのできる期間継続してこれを支給する。

第三十七条 組合員が業務によらないで死亡したときは、死亡当時の被扶養者であつた者で埋葬を行うものに對し、埋葬料として俸給の二分分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が二万円に満たないときは、二万円とする。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいないときは、埋葬を行つた者に對し、前項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として第一項に規定する金額の二分の一に相当する金額を支給する。

第三十八条 第三十三条第三項の規定により給付を受ける者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなくなつた日後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者がその資格を喪失した日後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じ埋葬料を支給する。

2 第三十三条第三項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第三十九条 組合員がその住居又は家財に損害を受けたときは、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、俸給に、同表に定める月数を乗じて得た金額を災害見舞金として支給する。

（傷病手当金）

第四十条 組合員が業務によらないで病氣にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができないときは、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが入院した場合において支給すべき傷病手当金は、前項の規定にかか

わらず、俸給日額の十分の六に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の病状又は負傷及びこれらにより発生した病状に關しては、その支給を始めた日から起算し六月間とする。

4 結核性の病状その他長期にわたる療養を要する病状で運営規則で定めるものに關しては、前項の期間をこえて通じて三年に至るまでの療養のため勤務に服することができなかつた期間について、繼續して傷病手当金を支給する。

5 第三十三条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

6 第三項若しくは第四項又は前項において準用する第三十三条第三項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の期間又は療養費の支給期間が経過したときは、当該傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の期間又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

(出産手当金)
第四十一条 組合員が分娩したときは、出産手当金として、分娩の日前四十二日、分娩の日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。組合員であつた者が組合員の資格喪失後六月以内に分娩したときも、同様とする。

2 前条第二項の規定は、出産手当金の支給に關して準用する。

3 組合員がその資格を喪失した際、出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項の規定による期間内は、引き続き支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員の資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

4 出産手当金を支給するときは、その期間、傷病手当金は支給しない。(休業手当金)
第四十二条 組合員が次の各号の一の事由により欠勤したときは、休業手当金としてその期間(第二号から第四号までの各号について)は、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間一日につき俸給日額の十分の六に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給するときは、その期間、休業手当金は支給しない。

一 被扶養者の病状又は負傷
二 組合員の配偶者の分娩
三 組合員の業務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害
四 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭
五 前各号に掲げるもののほか、運営規則で定める事由
第四十三条 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係する俸給又は俸給に準ずるものの全部又は一部を受けるときは、その受ける金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第三節 長期給付
(長期給付の種類)
第四十四条 この法律による長期給付は、次の通りとする。
一 退職年金
二 減額退職年金
三 退職一時金
四 廃疾年金
五 廃疾一時金
六 遺族年金
七 遺族一時金
(年金の支給の始期及び終期)
第四十五条 年金である給付は、その給付事由が発生した月の翌月からその事由のなくなつた月まで支給する。

2 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月において、その前月分までを支給する。ただし、年金の給付事由がなくなつたとき、又はその支給を停止したとき、若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、支給期月にかかわらず、その時までの分を支給する。

(退職年金)
第四十六条 組合員期間二十年以上の者が退職したときは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。ただし、五十五歳に達するまではその支給を停止する。

2 退職年金の年額は、組合員期間二十年以上二十一年未満に對し、俸給年額の百分の四十に相当する金額とし、組合員期間二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を加算する。

3 退職年金を受ける権利を有する者の組合員期間のうち、次に掲げる業務に引き続き一年以上に従事した期間があるときは、前項の規定により退職年金の年額を計算するについては、当該業務に従事した期間の一月を一・二月として計算するものとする。

一 日本国有鉄道における蒸気機関車乗員としての現業勤務
二 炭坑内切羽における連綿的現業勤務
三 肺結核又は喉頭結核の患者を収容する病室において直接看護に従事する勤務

第四十七条 退職年金を受ける権利を有する者が別表第四に定める程度の廃疾の状態になつたときは、その者には前条第一項ただし書の規定を適用しない。ただし、その者が別表第四に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、廃疾の状態になつたことにつき第二十一条に該当する事由があるときは、その者が五十五歳に達するまでは、当該退職年金の年額を減じ、又はこれを支給しないことができる。

第四十八条 退職年金を受ける権利を有する者が公共企業体の経営上やむをえない事由により退職したときは、第四十六条第一項ただし書

書の規定の適用については、同ただし書中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と読み替へるものとする。ただし、前条の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

一 別表第二に掲げる職に二十一年以上に従事した者
二 退職の時まで引き続き十年以上別表第二に掲げる職に従事した者

2 前項の規定により、五十五歳未満で退職年金を受けることができる者が五十五歳に達するまでは、その額からその額の十分の三に相当する金額を減じた額とする。

(減額退職年金)
第四十九条 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金たる給付を受けることを希望するときは、その者の死亡に至るまで減額退職年金を支給する。この場合においては、前三条に規定する退職年金は支給しない。

2 減額退職年金の年額は、第四十六条第二項及び第三項の規定により計算した退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じた額とする。

(退職一時金)
第五十条 組合員期間一年以上二十一年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。
2 退職一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じ別表第三に

定める日数を乗じて得た金額とする。

(廃疾年金)

第五十一条 組合員となつて二年以上経過した後に業務によらないで病氣にかかり、又は負傷した者がその病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職した場合において、その退職の時(第三十三条第三項の規定により組合員の資格を喪失した後に継続して療養又は療養費を受けている場合においては、これを受けることのできる期間内になつた時又ははなおらないがその期間を経過した時。以下第五十三条において同じ。)に別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。

2 廃疾年金の年額は、次に掲げる金額とする。

一 廃疾の程度が別表第四に定める一級に該当する場合の廃疾年金にあつては、俸給年額の百分の七十に相当する金額

二 廃疾の程度が別表第四に定める二級に該当する場合の廃疾年金にあつては、俸給年額の百分の五十に相当する金額

三 廃疾の程度が別表第四に定める三級に該当する場合の廃疾年金にあつては、俸給年額の百分の四十に相当する金額

3 廃疾年金と退職年金又は減額退職年金とを併給すべきときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。

4 前項の場合において、同項の規定により支給する廃疾年金を次条第二項の規定により支給しなくなつたときは、前項の規定により支給しなくなつていた退職年金又は減額退職年金を支給するものとする。ただし、第四十六条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。

5 廃疾年金を受ける権利を有する者には、退職一時金は支給しない。

(廃疾年金の改定及び失権)

第五十二条 廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が軽減したときは、別表第四に定める廃疾の程度に応じ、その廃疾年金の年額を改定する。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者が廃疾年金の支給を受ける程度の廃疾の状態に該当しなくなつたとき以後は、その廃疾年金は支給しない。

3 組合員期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により廃疾年金の支給を受けなくなつた場合において、すでに支給を受けた廃疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金と廃疾一時金との合算額に満たないときは、その差額を支給する。

(廃疾一時金)

第五十三条 組合員期間二十年未満の者で業務によらないで病氣にかかり、又は負傷したものがその病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職した場合

において、その退職の時に別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者に廃疾一時金を支給する。

2 組合員期間二十年未満の者で組合員となつた後二年を経過しない間に業務によらないで病氣にかかり、又は負傷したものがその病氣若しくは負傷又はこれらにより発生した病氣のため退職した場合において、その退職の時に別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるときも、また、前項と同様とする。

3 廃疾一時金の額は、俸給の十五分とする。

(遺族年金)

第五十四条 組合員期間二十年以上の者が死亡したとき、組合員期間十年以上二十年未満の者が退職することなくして死亡したとき、又は組合員期間十年以上二十年未満の者で廃疾年金を受ける権利を有するものが死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。

2 遺族年金の年額は、次に掲げる金額とする。

一 組合員期間二十年以上の者が死亡した場合の遺族年金にあつては、第四十六条第二項及び第三項の規定により算定した退職年金の年額に相当する金額の二分の一に相当する金額

二 組合員期間十五年以上二十年未満の者が死亡した場合の遺族年金にあつては、俸給年額の百分の十五に相当する金額

三 組合員期間十年以上十五年未満の者が死亡した場合の遺族年

金にあつては、俸給年額の百分の十に相当する金額

(遺族一時金)

第五十五条 組合員期間十年未満の者が退職することなくして死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じ別表第六に定める日数を乗じて得た金額とする。

(遺族の範囲)

第五十六条 遺族年金又は遺族一時金を受けることができる遺族は、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当する場合に限るものとする。

一 夫、父母又は祖父母については、五十五歳以上であるか、又は別表第四若しくは別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて生活資料を得るみちがないこと。

二 子又は孫については、十八歳未満でまだ婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)していないか、又は別表第四若しくは別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて生活資料を得るみちがないこと。

2 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用につ

いては、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

(遺族の順位)

第五十七条 遺族年金又は遺族一時金を受ける遺族の順位は、前条第一項に掲げる順序とする。

2 前項の場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生ずるに至つたときは、前二項の規定はその時から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第五十八条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者のうち、その権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその年金を等分して支給する。

(遺族年金の失権)

第五十九条 遺族年金を受ける権利を有する者が、次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻したとき。

三 養子縁組（届出をしないが事実上養子縁組と同様の事情にある場合を含む。）により三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四 子又は孫（別表第四又は別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて生活資料を得るみちがない者を除く。）が十八歳に達したとき。

五 別表第四又は別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて、生活資料を得るみちがないため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

2 前項の場合において、遺族年金を受けるべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第六十条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明である場合において、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができ。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

（役員に関する特例）
第六十一条 この節の規定は、役員については適用しない。

2 役員でない組合員が役員となつたときは、この節の規定の適用については、退職とみなす。ただし、役員である間は、年金である長期給付は支給しない。

第五章 福祉事業
（福祉事業）
第六十二条 組合は、前章に規定する給付を行うほか、組合員の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

一 組合員の保健、保護又は教養に資する施設の経営
二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
三 組合員の貯金の受入又はその運用
四 組合員の臨時の支出に対する貸付
五 組合員の需要する生活必需品の買入又は売却
六 その他組合員の福祉を増進するために必要な事業

第六章 掛金及び負担金
（掛金）
第六十三条 組合員は、組合の給付に要する費用に充てるため、掛金を負担する。

2 前項の掛金は、組合員の俸給（第十三条の規定による組合員については俸給に準ずるもの、運営規則で定める組合員についてはその定める俸給額）を標準として算定するものとし、その俸給と掛金との割合は、運営規則で定める。

3 掛金額の算定において円位未満の端数が生じたときは、五十銭未満は切り捨て、五十銭以上は円位に切り上げる。

（掛金等の給付からの控除）
第六十四条 組合員の給付支給機関は、毎月俸給（第十三条の規定による組合員については俸給に準ずるもの、以下この条において同じ。）を支給する際、組合員（前条第二項の運営規則で定める組合員を除く。以下この項において同じ。）の俸給から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。

満は切り捨て、五十銭以上は円位に切り上げる。

（掛金等の給付からの控除）
第六十四条 組合員の給付支給機関は、毎月俸給（第十三条の規定による組合員については俸給に準ずるもの、以下この条において同じ。）を支給する際、組合員（前条第二項の運営規則で定める組合員を除く。以下この項において同じ。）の俸給から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。

2 組合員の給付支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額が対するときは、俸給その他の給付を支給する際、組合員の俸給その他の給付から当該金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。

（負担金）
第六十五条 公共企業体は、次に掲げる金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

一 短期給付に要する費用の百分の五十に相当する金額
二 長期給付に要する費用の百分の五十五に相当する金額
三 組合の事務に要する費用の全額

2 前項第三号に規定する組合の事務に要する費用は、毎事業年度、組合の予算をもつて定め

る。

3 公共企業体は、第一項の規定により組合に負担金を支払う場合においては、概算払をすることができ。この場合においては、当該事業年度末において精算するものとする。

第七章 審査会
（審査会）
第六十六条 給付に関する決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議を審査するため、組合に審査会を置く。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、公共企業体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、総裁が委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六十七条 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

第六十八条 審査会は、会長が招集し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

少くとも一人以上出席しなければならない。会議を開き、及び議決することができる。

（審査）
第六十九条 給付に関する決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対し異議のある者は、その決定又は徴収の通知のあつた日から起算して六十日以内に、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。

4 関係人及び証人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができる。

5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対して、これを通知しなければならない。

6 第一項の規定による給付に関する決定に対する審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

（審査会に関する事項の政令への委任）
第七十条 審査会の委員並びに前条第三項の規定により出頭を命じた関係人及び同項の規定により診断

又は検案をさせた医師の報酬及び
族費その他審査会に關し必要な事
項は、政令で定める。

第八章 会計

(事業年度)
第七十一条 組合の事業年度は、毎
年四月一日に始まり、翌年三月三
十一日に終る。

(経理)

第七十二条 組合の会計に關して
は、財産の増減及び異動をその発
生の事実に基づいて経理するものと
する。

2 組合は、責任準備金のうち、厚
生年金保険法(昭和二十九年法律
第百十五号)による保険給付を行
うとしたならば必要であるべき責
任準備金の額に相当する部分を他
の部分と区分して経理するものと
し、その運用については、主務大
臣が大蔵大臣と協議して定めると
ころによらなければならない。

(予算)
第七十三条 組合は、毎事業年度、
予算を作成し、事業年度開始前に
主務大臣に提出して、その認可を
受けなければならない。

2 組合は、予算に重要な変更を加
えようとするときは、そのつど、
主務大臣の認可を受けなければな
らない。

(決算)
第七十四条 組合は、毎事業年度の
決算を翌年度の六月三十日までに
完結しなければならない。

2 組合は、毎事業年度、財産目録、
貸借対照表及び損益計算書(以下
「財務諸表」という。)を作成し、決
算完結後一月以内に主務大臣に提

出して、その承認を受けなければ
ならない。

3 組合は、前項の規定により主務
大臣の承認を受けたときは、その
財務諸表の写を組合員の閲覧に供
しなくてはならない。

第九章 雑則

(国家公務員との交流措置)

第七十五条 組合員が退職し、その
当日又は翌日に国家公務員となつ
た場合において、その者が運営規
則の定めるものに該当する者(以
下「転出組合員」という。)である
ときは、その者に対する長期給付の
規定の適用については、この条か
ら第七十七条までに規定するところ
による。

2 転出組合員の前項に規定する退
職(以下「転出」という。)について
は、これを給付事由とする長期給
付は行われない。

第七十六条 転出組合員が引き続き
国家公務員として在職した後当該
国家公務員の職を退き、その当日
又は翌日に再びもとの公共企業体
の職員となり組合員の資格を取得
(以下「転入」という。)した場合に
おいて、その者(以下「転入組合員
」という。)に係る組合員期間の計算
については、当該国家公務員であ
つた期間は組合員期間とみなし、
当該期間と当該期間の前後に引き
続く組合員期間とを合算するもの
とする。ただし、当該国家公務員
であつた期間のうち、恩給法
(大正十二年法律第四十八号)に
いう公務員であつた期間があつてそ
の期間が同法の規定による普通恩
給の所要最長在職年数に相当する

年数に達しているとき、又は国家
公務員共済組合法(昭和二十三年
法律第六十九号)の規定による退
職給付、廃疾給付及び遺族給付の
基礎となる組合員であつた期間が
あつてその期間が二十年に達して
いるときは、この限りでない。こ
の場合においては、当該国家公務
員であつた期間の前後に引き続く
組合員期間を合算するものとする。

2 前項の場合において、当該国家
公務員であつた期間の全部又は一
部が恩給法にいう公務員であつた
期間であつてその期間のうち、同
法第四十条ノ二又は第四十一条の
規定により半減又は除算すべき期
間があるときは、これらの規定に
よりすべき半減又は除算をした残
りの期間をもつて同項本文の当該
国家公務員であつた期間とし、同
法第四十条ノ二の規定によりすべ
き半減をした残りの期間をもつて
同項ただし書の当該国家公務員で
あつた期間とする。

3 転入組合員が第一項の規定によ
り組合員期間とみなされる国家公
務員であつた期間につき恩給法の
規定による一時恩給又は国家公務
員共済組合法の規定による退職一
時金を受ける権利を有する者であ
るときは、その者又はその遺族に
支給すべき退職一時金又は遺族一
時金については、その者に当該一
時金を支給する際に、その額から
恩給法の規定による当該一時恩給
の額又は国家公務員共済組合法の
規定による当該退職一時金の額
(同法第五十九条から第六十二条

までの規定の適用を受ける者にあ
つては、これらの規定を適用しな
いとした場合において受けること
ができる額。以下この項において
同じ。)に相当する金額を控除する
ものとし、その者又はその遺族に
支給すべき退職年金、廃疾年金又
は遺族年金については、その者に
当該年金を支給する際に、その支
給期月に支給すべき当該年金の額
から恩給法の規定による当該一時
恩給又は国家公務員共済組合法の
規定による当該退職一時金の額に
相当する金額を控除し、これらの
金額がその支給期月に支給すべき
当該年金の額をこえるときは、そ
の残額を順次次の支給期月に支給
すべき当該年金の額から控除する
ものとする。

4 転入組合員が恩給法の規定によ
る普通恩給についての最長恩給年
限に達しない普通恩給及び増加
恩給を受ける者であるときは、そ
の者に支給すべき退職年金につい
ては、その年額から当該普通恩給
の年額に相当する金額を控除する
ものとする。

5 前項に規定する転入組合員の遺
族が恩給法の規定による扶助料を
受ける者であるときは、その者に
支給すべき遺族年金については、
その年額から同項に規定する普通
恩給の年額の二分の一に相当する
金額を控除するものとする。

6 前項に規定する遺族が恩給法の
規定による扶助料の支給を受ける
者でないときは、同項の規定は適
用しない。

第七十七条 転出組合員が転出した
日(転出が二回以上にあつたとき
は最後に転出した日)以後再び組
合員となることなくして国家公務
員の職を退き、又は国家公務員の
職を退くことなくして死亡したと
きは、その者は、転出した日の翌
日からその時まで引き続き組合員
であつて、かつ、その時において
退職し、又は死亡したものとみな
す。この場合において、第十七条
の規定の適用については、同条中
「給付事由が発生した当時(給付事
由が退職後に発生したものにあつ
ては退職当時)の掛金の標準となつ
た俸給、俸給に準ずるもの又は仮
定俸給」とあるのは「転出組合員が
国家公務員の職を退き、又は死亡
した月において支給を受けた俸給
(当該俸給の額が転出した月にお
いて負担した掛金の標準となつた
俸給、俸給に準ずるもの又は仮定
俸給の額に満たないときはその俸
給、俸給に準ずるもの又は仮定俸
給)」と読み替へるものとする。

2 前条第一項、第二項及び第四項
から第六項までの規定は、前項の
場合に準用する。

3 第七十五条第二項の規定は、転
出組合員が前項において準用する
前条第一項ただし書の規定に該当
する者となつたときは適用しな
い。

4 第一項の場合において、転出組
合員又はその遺族が第二項におい
て準用する前条第一項の規定によ
り組合員期間とみなされる国家公
務員であつた期間につき恩給法の
規定による一時恩給若しくは一時

扶助料又は国家公務員共済組合法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金を受ける権利を有する者であるときは、これらの者に支給すべき退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額（退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあってはその合算額）から恩給法の規定による当該一時恩給若しくは一時扶助料の額又は国家公務員共済組合法の規定による当該遺族一時金を受け取る者でないときは、同項の規定は適用しない。

6 第一項の場合において、転出組合員が国家公務員共済組合法の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者であるときは、その者に對しては、退職一時金及び廃疾一時金を支給しない。ただし、その者が死亡し、又は廃疾年金を受けなくなつた場合において、その時まで支給を受けた廃疾年金の総額がこれらの一時金の額に達しないときは、その差額に相当する金額を支給するものとする。

7 第一項の場合において、転出組合員が国家公務員共済組合法の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者であるときは、その者に支給すべき退職年金又は廃疾年金については、その年額から国家公務員共済組合法の規定による廃疾年金の年額に相当する金額を控除するものとする。

7 前項の場合において、遺族一時金又は遺族年金を支給すべき遺族が恩給法の規定による当該一時扶助料又は国家公務員共済組合法の規定による当該遺族一時金を受け取る者でないときは、同項の規定は適用しない。

5 前項の場合において、遺族一時金又は遺族年金を支給すべき遺族が恩給法の規定による当該一時扶助料又は国家公務員共済組合法の規定による当該遺族一時金を受け取る者でないときは、同項の規定は適用しない。

6 第一項の場合において、転出組合員が国家公務員共済組合法の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者であるときは、その者に對しては、退職一時金及び廃疾一時金を支給しない。ただし、その者が死亡し、又は廃疾年金を受けなくなつた場合において、その時まで支給を受けた廃疾年金の総額がこれらの一時金の額に達しないときは、その差額に相当する金額を支給するものとする。

7 第一項の場合において、転出組合員が国家公務員共済組合法の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者であるときは、その者に支給すべき退職年金又は廃疾年金については、その年額から国家公務員共済組合法の規定による廃疾年金の年額に相当する金額を控除するものとする。

7 前項の場合において、遺族一時金又は遺族年金を支給すべき遺族が恩給法の規定による当該一時扶助料又は国家公務員共済組合法の規定による当該遺族一時金を受け取る者でないときは、同項の規定は適用しない。

7 前項の場合において、遺族一時金又は遺族年金を支給すべき遺族が恩給法の規定による当該一時扶助料又は国家公務員共済組合法の規定による当該遺族一時金を受け取る者でないときは、同項の規定は適用しない。

規定の適用については、第七十六条の規定を準用する。

第七十九条 船員保険の被保険者である組合員（以下「船員である組合員」という。）の船員である組合員としての資格の喪失及び期間の計算については、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の定めるところによる。

第八十条 船員である組合員又は船員である組合員であつた組合員が第十四条各号の一に掲げる事由に該当したときの長期給付（廃疾年金及び廃疾一時金を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号のうち組合員に有利ないずれか一の給付とする。

一 組合員として受けるべき長期給付と、船員保険の被保険者であつた期間のうち組合員でなかつた期間がある場合のその期間に對する船員保険法の規定による老齢年金、脱退手当金又は遺族年金との併給

二 その者が組合員とならなかつたならば、船員として受けるべき船員保険法の規定による老齢年金、脱退手当金又は遺族年金と、組合員であつた期間のうち船員である組合員でなかつた期間がある場合のその期間に對する組合員として受けるべき長期給付との併給

2 前項に規定する場合のほか、船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に對する給付は、組合員

若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付と、その者が組合員とならなかつたならば、船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法の規定による給付（失業に關する給付を除く。）のうち、これらの者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。

第八十一条 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が船員である組合員となつたときは、船員である組合員でない船員保険の被保険者であつた期間は、船員保険の被保険者でなかつたものとみなして、前条の規定を適用する。

第八十二条 公共企業体は、船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に對する船員保険法の規定による給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する国庫の負担及び船舶所有者の負担と同一割合によつて算定した金額を負担し、これを毎月末日までに組合に払い込むものとする。

第八十三条 船員である組合員が組合員の資格を喪失した場合において、なお船員保険法の適用を受けるときは、その者につき同法第十五条ノ四の規定により計算した積立金に相当する金額を、船員保険特別会計に移換しなければならぬ。

（監督）
第八十四条 組合の業務の執行は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、その必要な限度において、組合に對して、業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又は当該職員をして實地について業務の状況若しくは書類帳簿その他必要な物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、組合の療養に關する短期給付についての第二十九条第二項、第三十条及び第三十一条の規定による費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該短期給付に係る第二十九条第一項各号に掲げる療養を行つた医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施療所に立ち入り、診療簿その他その業務に關する書類帳簿を検査させることができる。

4 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八十五条 この法律における主務大臣は、専ら共済組合については大蔵大臣、国鉄共済組合については運輸大臣、日本電信電話公社共済

組合については郵政大臣とする。
(事務職員及び公共企業体の施設の利用)

第八十六条 総裁は、組合の業務の運営に必要な範囲内において、主務大臣の承認を受けて、公共企業体の職員を組合の事務に従事させ、又は公共企業体の施設を無償で組合の利用に供することができ

る。
(医療に関する事項)
第八十七条 組合は、この法律で定

める医療に関する事項については、随時、厚生大臣に連絡しなければならぬ。
第十章 罰則

第八十八条 第八十四条第三項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第八十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を課する。
附則
(施行期日)
1 この法律の施行の期日は、別に法律で定める。

(日本専売公社法の一部改正)
2 日本専売公社法の一部を次のように改正する。
第五十条から第五十三条までを次のように改める。
第五十条から第五十三条までを削除
(日本国有鉄道法の一部改正)
3 日本国有鉄道法の一部を次のように改正する。

第五十六条から第五十九条までを次のように改める。
第五十六条から第五十九条までを削除
(日本電信電話公社法の一部改正)
4 日本電信電話公社法の一部を次のように改正する。
第七十九条から第八十一条までを次のように改める。
第七十九条から第八十一条までを削除

別表第一

損害の程度		月数
一	住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき。	三
二	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	三
一	住居及び家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき。	二
二	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	二
三	住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき。	一
四	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	一
一	住居及び家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき。	一
二	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	一
三	住居又は家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき。	〇・五
四	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	五
一	住居又は家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき。	五
二	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	五

別表第二

日本国有鉄道における次に掲げる職	
一	連結手
二	機関助手
三	副機関助手
四	線路工手
五	隧道工手
六	志免鉱業所における坑内作業従事員

別表第三

組合員期間	日数	組合員期間	日数
二十一年未以満上	二〇日	二十一年未以満上	二五五日
二十二年未以満上	四〇日	二十二年未以満上	二八〇日
二十三年未以満上	六〇日	二十三年未以満上	三〇五日
二十四年未以満上	八〇日	二十四年未以満上	三三〇日
二十五年未以満上	一〇五日	二十五年未以満上	三六〇日
二十六年未以満上	一三〇日	二十六年未以満上	三九〇日
二十七年未以満上	一五五日	二十七年未以満上	四二〇日
二十八年未以満上	一八〇日	二十八年未以満上	四五〇日
二十九年未以満上	二〇五日	二十九年未以満上	四八〇日
三十一年未以満上	二三〇日		

別表第四

級	一	二
番号	一 二 三 四 五 六 七 八	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五
廃疾の程度	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 両腕の用を全く廃したものの 両足の用を全く廃したものの 両腕を腕関節以上で失つたもの 両足を足関節以上で失つたもの 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの	両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 両耳の聴力が、耳鼓に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの 咀嚼又は言語の機能を廃したものの 脊柱の機能に高度の障害を残すもの 一腕を腕関節以上で失つたもの 一足を足関節以上で失つたもの 一腕の用を全く廃したものの 一足の用を全く廃したものの 両腕のすべての指の用を廃したものの 両足をリスフラン関節以上で失つたもの 両足のすべてのあしゆびを失つたもの 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
廃疾の状況	精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの 傷病がおおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの	精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの 傷病がおおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

級	三
一	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
二	両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の語声を解することができない程度に減じたもの
三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
五	一腕の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの
六	一足の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの
七	長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
八	一腕のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指をあわせ一腕の三指以上を失つたもの
九	おや指及びひとさし指をあわせ一腕の四指の用を廃したものの
十	一足をリスフラン関節以上で失つたもの
十一	両足のすべてのあしゆびの用を廃したものの
十二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
十三	精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
十四	傷病がおおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

備考

一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 あしゆびの用を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 あしゆびの用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第五

番 号	廢 疾 の 状 態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの

三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳鼓に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
十	一腕の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
十一	一足の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
十二	一足を三センチメートル以上短縮したもの
十三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
十四	一腕の二指以上を失つたもの
十五	一腕のひとさし指を失つたもの
十六	一腕の三指以上の用を廃したもの
十七	ひとさし指をあわせ一腕の二指の用を廃したもの
十八	一腕のおや指の用を廃したもの
十九	一足の一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二十	一足の五趾の用を廃したもの
二十一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二十二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考 別表第四の備考と同じ。

別表第六

組合員期間		日	数	組合員期間		日	数
二年	未	満	二〇日	六年	未	満上	一三〇日
三年	未	満上	四〇日	七年	未	満上	一五五日
四年	未	満上	六〇日	八年	未	満上	一八〇日
五年	未	満上	八〇日	九年	未	満上	二〇五日
六年	未	満上	一〇五日				

昭和三十年七月二十三日印刷

昭和三十年七月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局